

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。

これらの感染症（**裏面**参照）の可能性があり、欠席させる場合には、学校へご連絡ください。また、受診結果についても速やかにご連絡をいただきますようお願いいたします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれがないと診断され、生徒を登校させる際には、以下の「学校感染症による出席停止届」を切り取らずに担任へご提出ください。

*病気の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校感染症による出席停止届

東京都立立川高等学校長 殿

_____年 _____組 _____席 氏名 _____

下記の疾患について、____月____日に医師の診断を受けました。

このため、____月____日から____月____日まで欠席させていましたが、本日より登校させますのでご連絡します。

診断名： _____

受診した医療機関名： _____

住所・電話番号： _____

_____年 _____月 _____日

保護者名 _____

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18、19条)

学校保健安全法施行規則第18条, 19条

学校感染症の種類(第18条)

第一種感染症	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘瘡, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ熱, ラッサ熱, ポリオ, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る), 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってはその血清亜型がH5N1であるものに限る) ※上記の他, 新型インフルエンザ等感染症, 指定感染症及び新感染症
第二種感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く), 百日咳, 麻疹, 流行性耳下腺炎(おたふくがぜ), 風疹, 水痘(みずぼうそう), 咽頭結膜熱(プール熱), 結核髄膜炎菌性髄膜炎
第三種感染症	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜熱急性出血性結膜熱, その他の感染症 ※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として, 溶連菌感染症, ウイルス性肝炎, 手足口病, 伝染性紅斑(りんご病), ヘルパンギーナ, マイコプラズマ感染症, 流行性嘔吐下痢症, アタマジラミ, 水いぼ(伝染性軟疣腫), 伝染性膿痂疹(とびひ)

出席停止の期間(第19条)

第一種感染症	完全に治癒するまで	
第二種感染症 (結核, 髄膜炎菌性髄膜炎を除く)	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは, この限りではありません。	
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し, かつ, 解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺, 顎下腺, 舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (結核, 髄膜炎菌性髄膜炎を含む)	